

加古川市一般廃棄物（し尿を除く）処理手数料減免取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年条例第27号）及び加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和60年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料（し尿に係るものを除く。以下「処理手数料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の事情による減免）

第2条 規則第4条第1項第3号に規定する市長が必要と認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その場合に減免する額は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）町内会、自治会、P T A等の美化活動により生じた一般廃棄物を処理する場合
全額
- （2）遺品整理により生じた 500 k g 未満の一般廃棄物を処理する場合 全額
- （3）市が主催又は共催するイベントにより生じた一般廃棄物を処理する場合 全額
- （4）市の各事務部局から排出される一般廃棄物を処理する場合 全額
- （5）その他処理施設の長が必要と認めた一般廃棄物を処理する場合 処理施設の長が認めた額

（減免の申請）

第3条 処理手数料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は添付しなければならない。

- （1）規則第4条第1号に該当する場合 生活保護受給者証
- （2）規則第4条第2号に該当する場合 り災証明書
- （3）前条各号に該当する場合 処理施設の長が必要と認める書類

（減免の決定及び通知）

第4条 市長は、規則第4条第2項に規定する申請書の提出があったときは、その可

否について決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書（別記様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、申請者が市の各事務部局の場合は、口頭により通知することができる。

（減免の取消し）

第5条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により処理手数料の減免の決定を受けたとき、又は規則第4条第1号若しくは第2号若しくは第2条各号に該当しないことが明らかになったときは、その決定を取り消すことができる。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。